

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第 51 条の 29 第 2 項及び児童福祉法(以下「児法」という。)第 24 条の 36 の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消す処分を行いました。

記

1. 事業所等の概要

法人名	特定非営利活動法人らいふサポートくるみ
事業所名	相談支援センターいなみ
所在地	兵庫県加古郡稲美町加古 4369 番地の 3
事業種別	①特定相談支援、②障害児相談支援
事業所番号	①2832800029、②2872800020

2. 処分の内容 指定の取消し

3. 処分年月日 令和 8 年 3 月 3 0 日

4. 処分効力発生日 令和 8 年 6 月 3 0 日

5. 処分理由 次の各号に該当する事実があったため
法第 51 条の 29 第 2 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号
児法第 24 条の 36 第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号

以上